



目 次

規 則	ページ
◎高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	1
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 (")	1
◎告示(銃猟禁止区域の指定)の一部改正 (")	5
◎告示(特定猟具使用禁止区域(銃)の指定及び告示の廃止)の一部改正 (")	5
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知(8件) (治山林道課)	5
○保安林の指定施業要件の変更予定 (")	6
○保安林の指定に係る通知の掲示 (")	6
○高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正 (建設管理課)	6
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	7
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	7
○道路の区域変更(2件) (道 路 課)	22
○道路の供用開始 (")	23
○建築基準法による道路の位置の指定(3件) (建築指導課)	23
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	23
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	23
入札公告	
○一般競争入札(X線透視撮影装置の購入) (公営企業局 県立病院課)	23

規 則

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第57号

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則
 高知県給与支給事務集中処理規則(昭和40年高知県規則第43号)の一部を次のように改正する。
 第1条中「及び」を「並びに」に、「第7条第1項」を「第7条第1項及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)第16条第1項の規定によって読み替えられる同法第7条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

告 示

高知県告示第628号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定した甫喜ヶ峰鳥獣保護区、程野鳥獣保護区及び下中山鳥獣保護区について、同条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
甫喜ヶ峰鳥獣保護区	香美市土佐山田町オシトコの河ノ川と歩道ヒラダ線との接点(小星谷橋南詰め)を起点とし、同所から同歩道を南西進しシュバレー山(標高649メートル)に至り、同所からホソノ谷を南西進し四国旅客鉄道株式会社土讃線のホソノ第2隧道東口に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線を西進し四国旅客鉄道株式会社土讃線の小峯隧道西口に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線を北進し中峯農用水路に至り、同所から同水路を西進及び南進し同水路の水源地である四国電力株式会社の貯水槽の西端の安楽寺繁藤線歩道に至り、同所から同歩道を北進し穴内川との接点に至り、同所から同川右岸を北東進し同川と河ノ川との合流点に至り、同所から同川左岸を南東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成23年11月15日から平成33年11月14日まで
程野鳥	吾川郡いの町清水上分程野の山武士	平成23年11

獣保護区	谷の赤滝を起点とし、同所から同谷右岸の稜線を北西進及び北進し旧土佐郡本川村と旧吾川郡吾北村との境界との接点に至り、同所から同境界を東進し戸中山(標高1,261メートル)を経て土佐郡土佐町と吾川郡いの町との境界との接点に至り、同所から同境界を南東進及び南西進し更にドンブラ谷左岸の稜線を南西進し作業道との交点に至り、同所から同作業道を北進し同作業道の終点に至り、同所から山武士谷の東滝を経て同谷の赤滝に至る歩道を南西進及び西進して起点に達する線に囲まれた区域	月15日から平成33年11月14日まで
下中山鳥獣保護区	須崎市下中山の土佐市と須崎市との境界と県道横浪公園との交点を起点とし、同所から同県道を西進し同市浦ノ内下中山と浦ノ内今川内との大字界の境界である稜線との交点(同市浦ノ内下中山字雁ノ浦241-10)に至り、同所から同稜線を北西進し浦ノ内湾の満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南東進し土佐市と須崎市との境界との接点に至り、同所から同境界を南東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成23年11月15日から平成33年11月14日まで

高知県告示第629号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
下田特定猟具	安芸郡馬路村影の通称カジヤ西谷口を起点とし、同所から同	平成23年11月15日から	銃器

使用禁止区域（銃）	谷を西進し通称ケヤキヒラの峰との接点に至り、同所から同峰を北西進し八ヶ谷との接点（同村馬路字一丁山3336番地）に至り、同所から同谷を東進し安田川との接点に至り、同所から同川右岸を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成33年11月14日まで			古川の満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を西進し物部川河口銃猟禁止区域の区域界との接点に至り、同所から同区域界を北進し県道春野赤岡との交点に至り、同所から同県道を東進し市道南北2号線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道岸本中央線との交点（明神橋西詰め）に至り、同所から同市道を東進し県道山北岸本との交点に至り、同所から同県道を北進し市道岸本中央線との接点に至り、同所から同市道を東進し県道奥西川岸本との接点に至り、同所から同県道を南進して起点に達する線に囲まれた区域			崎の南西端（種崎6号突堤）に至り、同所から海上を直進し同市桂浜の恵比須礁に至り、同所から満潮位の海岸線を東進し高知港口防波堤に至り、同所から同防波堤を東進及び西進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南進し上竜頭岬（通称竜頭岬）及び下竜頭岬（通称竜王岬）を経て更に西進し旧吾川郡春野町と合併前の高知市と旧吾川郡春野町との境界との接点に至り、同所から同境界を北進し鷺尾山山頂を経て更に西進し高知市と吾川郡いの町との境界との接点に至り、同所から同境界を北進し市道朝倉80号線と接する農道の終点に至る歩道との接点に至り、同所から同歩道及び同農道を東進及び南進し同市道との接点に至り、同所から同市道を北進及び東進し市道朝倉10号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道朝倉9号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道朝倉8号線との接点に至り、同所から同市道を北進し県道大河内朝倉停車場との接点に至り、同所から同県道を北進し同市宗安寺の鏡川左岸の旧土佐郡鏡村と合併前の高知市と旧土佐郡鏡村との境界の対岸の同川右岸に至り、同所から同川左岸の同境界に直進し更に同境界を北東及び北進し同市鏡大河内から同市柴巻に通ずる農道との交点に至り、同所から同農道を東進し市道初月3号線との接点に至り、同所から同市道を北東進及び南東進し県道弘瀬高知との接点に至り、同所から同県道を東進し市道初月6号線との接点に至り、同所から同市道を東進及び北進し農道三谷網川線との接点に至り、同所	
西分特定猟具使用禁止区域（銃）	安芸郡芸西村長谷の国道55号と西分鳥獣保護区の区域界（村道長谷線）との接点を起点とし、同所から同区域界を北東進及び北進し四国電力株式会社の送電線の直下との交点に至り、同所から同送電線の直下を南東進及び東進し村道キマサゴ2号線の終点に至る稜線との接点に至り、同所から同稜線を南東進し同村道の終点に至り、同所から同村道を東進及び南東進し村道キマサゴ線との接点に至り、同所から同村道を南進、西進及び南進し村道吉井線との接点に至り、同所から同村道を南進し村道桜ヶ池線との接点に至り、同所から同村道を東進し県道羽尾琴浜との接点に至り、同所から同県道を南進し同国道との接点に至り、同所から同国道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成23年11月15日から平成33年11月14日まで	銃器		大谷特定猟具使用禁止区域（銃）	香南市野市町大谷の龍河洞スカイラインと県道龍河洞公園との接点を起点とし、同所から同県道を北進し大日寺参道との接点に至り、同所から同参道を東進し同参道の終点に至り、同所から三宝山に至る稜線を北東進及び東進し龍河洞スカイラインとの接点に至り、同所から龍河洞スカイラインを南東進及び南西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成23年11月15日から平成33年11月14日まで	銃器	
香南特定猟具使用禁止区域（銃）	香南市香我美町岸本の県道奥西川岸本と国道55号との接点を起点とし、同所から同国道を南東進し同市と安芸郡芸西村との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し住吉海岸の上黒バエに至り、同所から海上を北西進し黒バエを経て手結岬沖合の浦戸バエに至り、同所から海上を北西進し赤岡漁港の通称沖防波堤の先端に至り、同所から同防波堤を北西進し同市吉川町	平成23年11月15日から平成33年11月14日まで	銃器		高知市特定猟具使用禁止区域（銃）	高知市と南国市との境界と国道55号との交点を起点とし、同所から同境界を南西進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し高知港（通称高知新港）に至り、同所から同港を南進、南西進及び北進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し高知港種崎防波堤灯台に至り、同所から同灯台の周囲を南東進及び北西進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し高知市種	平成23年11月15日から平成33年11月14日まで	銃器	

	から同農道を北西進及び北進し旧土佐郡土佐山村と合併前の高知市と旧土佐郡土佐山村との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進し市道初月142号線との接点に至り、同所から同市道を東進し高知ゴルフ場管理地の境界との接点に至り、同所から同境界を北進及び東進し県道高知本山との接点に至り、同所から同県道を東進し県道重倉笠ノ川との接点に至り、同所から同県道を北東進及び東進し高知市と南国市との境界との接点に至り、同所から同境界を南東進して起点に達する線に囲まれた区域（浦戸湾鳥獣保護区、大津鳥獣保護区、筆山鳥獣保護区及び高ノ森鳥獣保護区の区域を除く。）				県道大河内朝倉停車場に至り、同所から同県道を南進して起点に達する線に囲まれた区域					ら同町道を北東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域			
					上奈呂 特定猟 具使用 禁止区 域(銃)	長岡郡本山町北山東の県道田井大瀬と県道磯谷本山との接点を起点とし、同所から同県道を東進し町道木能津上関線との接点に至り、同所から同町道を南東進し本山東大橋を経て国道439号との接点に至り、同所から同国道を西進し町道本山中線との接点に至り、同所から同町道を西進し町道野々田通り線との接点に至り、同所から同町道を西進し町道本山中線との接点に至り、同所から同町道を南西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を南西進し町道本山三島線との接点に至り、同所から同町道を北西進し吉野川左岸との交点（土佐本橋西詰め）に至り、同所から同左岸を南西進し同川と汗見川との合流点に至り、同所から同川左岸を北進し県道田井大瀬との交点（寺家橋東詰め）に至り、同所から同県道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成23年11月15日から平成33年11月14日まで	銃器		平和特 定猟具 使用禁 止区域 (銃)	高知市春野町内ノ谷の広域農道大津鷺尾線と県道高知南環状との交点を起点とし、同所から同県道を東進し旧吾川郡春野町と合併前の高知市と旧吾川郡春野町との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同市春野町内ノ谷と春野町東諸木との大字境界との接点に至り、同所から同境界を北西進及び西進し市道春野町710号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道春野町731号線との接点に至り、同所から同市道を西進し広域農道高崎池ノ上線との接点に至り、同所から同広域農道を南進し県道弘岡下種崎との交点に至り、同所から同県道を北西進し市道春野町683号線との接点に至り、同所から同市道を北進し広域農道大津鷺尾線との交点に至り、同所から同広域農道を北東進及び北進して起点に達する線に囲まれた区域	平成23年11月15日から平成31年11月14日まで	銃器
宗安寺 特定猟 具使用 禁止区 域(銃)	高知市米田の県道大河内朝倉停車場と市道朝倉8号線との接点を起点とし、同所から同市道を南進し市道朝倉9号線との接点に至り、同所から同市道を南西進し市道朝倉10号線との接点に至り、同所から同市道を西進し市道朝倉80号線との接点に至り、同所から同市道を北進、西進及び南進し四国電力株式会社の送電線鉄塔（高知連絡線No.4号）の方向に北進する農道との接点に至り、同所から同農道を北進し同農道の終点に至り、同所から同市と吾川郡いの町との境界に通ずる歩道を西進し同境界に至り、同所から同境界を北東進及び北西進し城ヶ森への稜線との接点に至り、同所から同稜線を北進し城ヶ森山頂に至り、同所から東へ延びる稜線を東進し鏡川左岸の旧土佐郡鏡村と合併前の高知市と旧土佐郡鏡村との境界の対岸の同川右岸の	平成23年11月15日から平成32年12月14日までの間の毎年11月15日から12月14日まで	銃器		芳ヶ曾 八田特 定猟具 使用禁 止区域 (銃)	吾川郡いの町池ノ内の県道高知土佐と高知市と同町との境界との接点を起点とし、同所から同境界を南進及び南西進し仁淀川左岸との接点に至り、同所から同左岸を北進し同県道（八天大橋）との交点に至り、同所から同県道を東進し県道高知南環状との交点に至り、同所から同県道を南進し旧県道高知土佐との接点に至り、同所から同旧県道を東進及び北東進し県道高知土佐との接点に至り、同所から同県道を北東進し町道八田池ノ内本線との接点に至り、同所か	平成23年11月15日から平成33年11月14日まで	銃器		仁ノ特 定猟具 使用禁 止区域 (銃)	高知市春野町西畑の県道春野赤岡と旧県道春野赤岡との接点を起点とし、同所から同旧県道を南東進し仁ノ八幡神社前の県道高知春野との接点に至り、同所から同県道を北東進及び南東進し同市春野町仁崎に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を南進し市道春野町12号線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道春野町1006号線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道春野町1009号線との接点に至り、同所から同市道を南東進し同旧県道との接	平成23年11月15日から平成27年11月14日まで	銃器

	<p>点に至り、同所から同旧県道を東進し県道春野赤岡との接点に至り、同所から同県道を東進し港公民館前の同旧県道との接点に至り、同所から同旧県道を北東進し県道甲殿弘岡上との接点に至り、同所から同県道を北進し市道春野町944号線との接点に至り、同所から同市道を北西進及び東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北進及び北西進し市道春野町951号線との接点の四国電力株式会社の電柱コードノ15に至り、同所から新川川左岸の四国電力株式会社の電柱コードノN15を見通す線を直進し同左岸との交点に至り、同所から同左岸を東進及び南進し同市春野町東諸木と春野町甲殿との大字境界との交点に至り、同所から同境界を南東進し県道春野赤岡との交点（大島バス停）に至り、同所から南を見通す線を直進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し通称文庫鼻を経て仁淀川河口左岸との接点に至り、同所から同左岸を北西進しう回した地点から仁淀川河口導流堤の突端を見通す線を直進し同導流堤の突端に至り、同所から同導流堤左岸を北西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進して起点に達する線に囲まれた区域</p>				<p>所から東に霧山共同施行茶園組合の茶園を見通す線を直進し同茶園に至り、同所から同茶園の境界を東進し三角点（299.4メートル）に至る稜線との接点に至り、同所から同稜線を北東進し三角点（299.4メートル）に至り、同所から錦山観光開発株式会社所有地の東端部を見通す線を直進し同所有地の境界に至り、同所から同境界を南西進及び北西進し同私道に至り、同所から同私道を東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>					<p>古津賀特定猟具使用禁止区域（銃）</p> <p>四万十市古津賀の県道下田港と市道佃1号線との接点（切抜橋東詰め）を起点とし、同所から同県道を北西進し古津賀土地区画整理区域の区域界との接点に至り、同所から同区域界を北西進、北東進、南進及び北東進し市道古津賀住宅1号線との接点（田の浦分岐）に至り、同所から同市道を北進及び東進し国道56号との接点（古津賀橋）に至り、同所から同国道を南進し県道出口古津賀との接点に至り、同所から同県道を北東進し市道古津賀第2団地1号線との接点に至り、同所から同市道を北進し高知県立中村養護学校敷地の境界との接点に至り、同所から同境界を周回し同市道との接点に至り、同所から同市道を南東進し沢の峠川との交点に至り、同所から同川を東進し同県道との交点に至り、同所から同県道を北東進し市道雅ヶ丘団地1号線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び南西進し市道雅ヶ丘団地4号線との接点に至り、同所から同市道を南東進、北東進及び南東進し同川に通ずる私道との接点に至り、同所から同私道を南西進及び北進し同川との交点に至り、同所から同川を南西進し同県道との交点に至り、同所から同県道を西進及び南西進し市道古津賀第2団地9号線との接点に至り、同所から同市道を南進及び西進し市道古津賀第2団地17号線との接点に至り、同所から同市道を南進及び北西進し市道古津賀第2団地15号線との接点に至り、同所から同市道を南進、北西進及び北進し同県道との接点に至り、同所から同県道を西進し市道仁王丸線との接点に至り、同</p>	<p>平成23年11月15日から平成33年11月14日まで</p> <p>銃器</p>
<p>錦山特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>高岡郡日高村下分の村道砥石谷妹背線から錦山観光開発株式会社所有のゴルフ場に通ずる私道と四国電力株式会社の送電線（須崎線）の直下との交点を起点とし、同所から同送電線の直下を北東進し送電線鉄塔（須崎線線No.36号）を経て送電線鉄塔（須崎線線No.35号）に至り、同</p>	<p>平成23年11月15日から平成33年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>		<p>本郷特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>高岡郡日高村本郷の国道33号と村道馬越父原線との接点を起点とし、同所から同村道を南進及び西進し村道文瀬西越線との接点に至り、同所から同村道を西進及び北西進し村道西越南線との接点に至り、同所から同村道を西進し村道妹背西越線との接点に至り、同所から同村道を西進し村道西越鹿児線との接点に至り、同所から同村道を西進し村道柏井宇井線との接点に至り、同所から同村道を北進し同国道との接点に至り、同所から同国道を東進して起点に達する線に囲まれた区域</p>	<p>平成23年11月15日から平成33年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>			
					<p>竹島特定猟具使用禁止区域（銃）</p>	<p>四万十市竹島の市道四万十農園線と竹島川右岸との交点（福満橋西詰め）を起点とし、同所から同右岸を北進し高知西南地区土地改良事業竹島換地工区の境界との交点に至り、同所から同境界を東進及び南進し市道四万十農園線との交点に至り、同所から同市道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域及び同市竹島の高知西南地区土地改良事業竹島換地工区の区域</p>	<p>平成23年11月15日から平成25年11月14日まで</p>	<p>銃器</p>			

所から同市道を南西進し市道ツクダ中央線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道佃1号線との接点に至り、同所から同市道を南進して起点に達する線に囲まれた区域

高知県告示第630号

平成17年11月高知県告示第725号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成23年11月15日から施行する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

表の仁ノ銃猟禁止区域の項を削る。

高知県告示第631号

平成21年8月高知県告示第548号（特定猟具使用禁止区域（銃）の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正し、平成23年11月15日から施行する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

表の平和特定猟具使用禁止区域（銃）の項及び竹島特定猟具使用禁止区域（銃）の項を削る。

高知県告示第632号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年12月農林水産省告示第1488号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに室戸市役所及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第633号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年3月農林水産省告示第376号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに室戸市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第634号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年12月農林水産省告示第1486号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第635号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年3月農林水産省告示第725号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第636号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年3月農林水産省告示第264号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第637号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年12月農林水産省告示第1487号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

<p>高知県告示第638号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成23年9月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年1月農林水産省告示第136号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第639号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成23年9月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成14年2月農林水産省告示第203号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第640号 次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。 平成23年9月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所</p>	<p>本山町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 干害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 本山町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 変更しない。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び本山町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第641号 平成23年8月農林水産省告示第1663号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成23年9月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1) 登記簿記載の住所 室戸市羽根町甲902番地 (2) 氏名 中島 熊太郎</p> <p>2 保安林に指定する通知の要旨 (1) 指定に係る保安林の所在場所 室戸市羽根町字冬ノ瀬南段甲3318の1 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について</p> <p>高知県告示第642号 高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成16年8月高知県告示第543号）の一部を次のように改正する。 平成23年9月30日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>第3条第3項に次のただし書を加える。 ただし、知事が必要があると認めるときは、資格審査の申請期間を別に定めることができる。 第3条第5項第4号を次のように改める。 (4) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者（資格審査を初めて申請する者（以下この号において「新規申請者」という。）を除く。）にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までにしていないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者のうち新規申請者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者</p> <p>第3条第5項に次の1号を加える。 (8) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者 ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。） イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。） ウ 役員等（法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等に該当するもの エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危</p>
---	---	--

害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 コ アからクまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

第6条第3号中「第7号」を「第8号」に改める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

高知県告示第643号

国土交通省国土交通大臣から平成23年8月高知県告示第541号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成23年9月5日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第644号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
361-27-007 a	鏡川支流（1）	高知市鏡今井（別紙図面のとおりに）	土石流
361-27-007 b	鏡川支流（2）	高知市鏡今井（別紙図面のとおりに）	土石流

I-989	中山	高知市鏡今井（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-990	川口	高知市鏡今井（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-991	惣尻	高知市鏡今井（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-992	ヤナセ	高知市鏡草峰（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-994	今井（1）	高知市鏡今井（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-995	今井（2）	高知市鏡今井（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3356	本村	高知市鏡今井（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3358	中沢	高知市鏡今井（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-956	平石（1）	高知市土佐山及び土佐山高川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-964	中島（1）	高知市土佐山桑尾（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3238	平石（2）	高知市土佐山高川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3249	中島（2）	高知市土佐山桑尾（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3250	中島（3）	高知市土佐山桑尾（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1514	宮田ホキ山	高知市春野町東諸木（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1515	関田	高知市春野町東諸木（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

I-1516	雀ヶ森	高知市春野町東諸木（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1537	松ノ内	高知市春野町芳原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1581	池ノ下	高知市春野町西畑及び春野町仁ノ（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1608	松ノ木	高知市春野町弘岡下（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1622	大谷口	高知市春野町弘岡上（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1627	南浅川	高知市春野町内ノ谷（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1629	平和西	高知市春野町平和及び春野町芳原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1637	北山添	高知市春野町芳原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1639	弘岡下・西分	高知市春野町弘岡下及び春野町西分（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1640	秋山	高知市春野町秋山（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3733	三ツ渕	高知市春野町西分（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3736	増井南	高知市春野町西分（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-108	灘谷	高知市春野町東諸木（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-125	西諸木南	高知市春野町西諸木及び春野町西分（別紙図	急傾斜地の崩壊

		面のとおり)	
III-126	宝司部	高知市春野町西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
202-62-002	赤木谷川	室戸市羽根町(別紙図面のとおり)	土石流
202-62-010	東細野谷川	室戸市吉良川町(別紙図面のとおり)	土石流
202-63-008	弘ヶ谷川	室戸市室津(別紙図面のとおり)	土石流
202-63-013	天立谷川	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとおり)	土石流
202-69-003	コゴの谷川(1)	室戸市吉良川町(別紙図面のとおり)	土石流
202-69-004	コゴの谷川(2)	室戸市吉良川町(別紙図面のとおり)	土石流
202-69-018	樋ノ谷川	室戸市元(別紙図面のとおり)	土石流
202-69-031	水無谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとおり)	土石流
202-69-040	宮ノ谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとおり)	土石流
202-69-041	東大谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとおり)	土石流
202-69-042	タブタ谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとおり)	土石流
202-69-043	大杉谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとおり)	土石流
202-69-055	三津大谷川	室戸市室戸岬町(別紙図面のとおり)	土石流

202-69-209	今谷川	室戸市室津(別紙図面のとおり)	土石流
I-40	浦	室戸市佐喜浜町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-53	丸山	室戸市室戸岬町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-57	三津	室戸市室戸岬町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-66	坂本	室戸市室戸岬町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-67	津呂(1)	室戸市室戸岬町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-73	菜生東	室戸市室戸岬町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-82	東川原	室戸市室津及び領家(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-90	里	室戸市室津(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-105	上ノ内	室戸市元(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-108	脇地	室戸市元(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-124	庄毛南	室戸市吉良川町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-202001	津呂(2)	室戸市室戸岬町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
203-52-002	中山谷川	安芸市下山(別紙図面のとおり)	土石流
I-157	入河内	安芸市入河内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-171	大山	安芸市下山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-213	宝永町	安芸市宝永町及び西浜(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-221	新城	安芸市穴内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-226	穴内	安芸市穴内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-235	八流	安芸市赤野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-59-006	西峰川	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-004	沖	須崎市安和(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-022	大島川(1)	須崎市浦ノ内西分及び浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-023	堀ヶ谷川	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-024	切畑川(2)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-025	切畑川(3)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-026	天神谷川(1)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-027	和田谷川(1)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-028	中平谷川(1)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49	横浪谷	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流

-029	川(1)	紙図面のとおり)	
206-49-030	横浪谷川(2)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-031	横浪谷川(3)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-232	大星谷川	須崎市浦ノ内西分及び浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-233	大島川(2)	須崎市浦ノ内西分及び浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-234	長万谷川(1)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-235	切畑川(4)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-236	切畑川(1)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-237	切畑川(5)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-238	馬路谷川	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-239	大浦川	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-240 a	大浦川支川(1)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-240 b	大浦川支川(2)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-240 c	大浦川支川(3)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流

206-49-241	大浦川支川(4)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-242	大浦川支川(5)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-243	天神谷川(2)	須崎市浦ノ内西分及び浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-244	和田谷川(2)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-245	中平谷川(2)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-246	中平谷川(3)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-247 a	中平谷川(4)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-247 b	中平谷川(5)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-248	戸波浦谷川(1)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-249 a	戸波浦谷川(2)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-249 b	戸波浦谷川(3)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-250	戸波浦谷川(4)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49	戸波浦	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流

-251 a	谷川(5)	紙図面のとおり)	
206-49-251 b	戸波浦谷川(6)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-251 c	戸波浦谷川(7)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-252 a	戸波浦谷川(8)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-252 b	戸波浦谷川(9)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-253	戸波浦	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-254 a	中平谷川(6)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-254 b	中平谷川(7)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-49-254 c	中平谷川(8)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-056	本谷川(横浪)	須崎市久通(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-057	坂内川(1)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-058	坂内川(2)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-059	中谷川	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流
206-60	中浦川	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流

-060	(1)	紙図面のとおり)		206-60-048	駿岐川(2)	須崎市大谷及び野見(別紙図面のとおり)	土石流	206-99-008	駿岐川(1)	須崎市大谷及び野見(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-061	中浦川(2)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-049	駿岐東谷川	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	206-99-009	大谷川(3)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流
206-60-251	鳴無谷川(1)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-050 a	西の川(1)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	I-2745	岡本(中)	須崎市下分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-60-252	東分川	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-050 b	西の川(2)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	I-2777	古川(1)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-60-253	菅谷川	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-051	宮の谷川(2)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	I-2794	東谷	須崎市安和(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-61-005	鳴無谷川(2)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-052	宮の東谷川	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	II-5286	古川(2)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-61-209 a	鳴無谷川(3)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-053	宮の谷川(1)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	I-2596	鳴無(1)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-61-209 b	鳴無谷川(4)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-054	河原川	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	I-2597	鳴無(2)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-61-209 c	鳴無谷川(5)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-055	小浦谷川	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	I-2598	鳴無(3)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-61-210	鳴無谷川(6)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-245	西勢井川	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	I-2599	坂内(1)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-99-004	長万谷川(2)	須崎市浦ノ内西分及び浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-246	東勢井川(2)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	I-2600	菅(1)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-99-005	坂内川(3)	須崎市浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-247	東勢井川(3)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	I-2601	菅(2)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-99-006	中ノ谷川(1)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-248	大谷川(1)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	I-2602	中ノ浦	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-99-007	中ノ谷川(2)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-249	大谷川(2)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	I-2603	中ノ谷(1)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
206-60-047	東勢井川(1)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	206-60-250	戸島谷川	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	土石流	I-2604	大星	須崎市浦ノ内西分及び浦ノ内東分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-2605	土取	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2606	大島	須崎市浦ノ内西分及び浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2607	横浪（南）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2608	横浪（1）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2609	戸波浦（1）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2610	戸波浦（2）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2611	中平（2）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2612	中平（1）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2613	和田（4）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2614	和田（5）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2615	清水	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2616	天神（1）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2617	天神（2）	須崎市浦ノ内西分及び浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2618	大浦（東）	須崎市浦ノ内西分及び浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

I-2619	大浦（西）	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2620	荻谷	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2621	馬路（1）	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2622	馬路（2）	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2623	切畑（東）	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2624	切畑	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-2625	久通	須崎市久通（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5116	横浪（2）	須崎市浦ノ内東分及び浦ノ内立目摺木（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5117	横浪（3）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5142	鳴無（4）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5143	坂内（2）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5144	坂内（3）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5145	坂内（4）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5146	坂内（5）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5147	坂内	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

	(6)	紙図面のとおり）	
II-5148	坂内（7）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5149	菅（3）	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5150	菅（4）	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5151	菅（5）	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5152	菅（6）	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5153	北浦（1）	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5154	中ノ谷（2）	須崎市浦ノ内西分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5155	横浪（4）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5156	中平（3）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5157	中平（4）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5158	戸波浦（3）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5159	戸波浦（4）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5160	中平（5）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5161	中平（6）	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-5162	中平	須崎市浦ノ内東分（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

	(7)	紙図面のとおり)			(上)	のとおり)					のとおり)	
II-5163	大浦	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2635	宮ノ西(2)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-206068	戸島(2)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	
II-5164	馬路(3)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2636	宮ノ西(3)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-206069	東勢井(4)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	
II-5165	長万(1)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2637	宮ノ西(1)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-206070	東勢井(5)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	
II-5166	長万(2)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2638	駿岐(1)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-206071	大谷(2)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	
II-5167	長万(3)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2639	駿岐(2)	須崎市大谷及び野見(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-206072	大谷(3)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	
IV-206073	北浦(2)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2640	野見(東)	須崎市大谷及び野見(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-87-004	貝塚川	宿毛市貝塚及び宿毛(別紙図面のとおり)	土石流	
I-2626	中ノ島	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2641	野見	須崎市野見(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-87-024	和田谷川(1)	宿毛市和田(別紙図面のとおり)	土石流	
I-2627	蜂ヶ尻(1)	須崎市野見(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2642	東勢井(1)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-87-025	和田谷川(2)	宿毛市和田(別紙図面のとおり)	土石流	
I-2628	白浜	須崎市野見(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2643	西勢井(1)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-91-006	栄喜川	宿毛市小筑紫町栄喜(別紙図面のとおり)	土石流	
I-2629	大谷(1)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-5168	戸島(1)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-91-013	福良谷川(1)	宿毛市小筑紫町福良(別紙図面のとおり)	土石流	
I-2630	小浦	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-5169	蜂ヶ尻(2)	須崎市野見(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-91-018	小筑紫谷川	宿毛市小筑紫町小筑紫(別紙図面のとおり)	土石流	
I-2631	港	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-5170	東勢井(2)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-99-001	福良谷川(2)	宿毛市小筑紫町福良(別紙図面のとおり)	土石流	
I-2632	上屋敷	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-5171	東勢井(3)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-101-001a	母島川	宿毛市沖の島町母島(別紙図面のとおり)	土石流	
I-2633	宮ノ東	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-5172	西勢井(2)	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-101-001b	梅の木川	宿毛市沖の島町母島(別紙図面のとおり)	土石流	
I-2634	宮ノ西	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-5173	勢井	須崎市大谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	208-101	妹背川	宿毛市沖の島町母島	土石流	

—002		(別紙図面のとおり)	
208—101 —004	弘瀬川	宿毛市沖の島町弘瀬 (別紙図面のとおり)	土石流
I—3840	貝礎西	宿毛市平田町黒川及び 平田町戸内 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—3869	市山	宿毛市押ノ川 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—3879	平野西	宿毛市橋上町平野 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—3905	松田町	宿毛市桜町、宿毛、中 央二丁目及び松田町 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—3913	貝塚	宿毛市貝塚及び宿毛 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—3925	片島 (南)	宿毛市片島 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—3926	片島	宿毛市片島 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—3978	小筑紫 (北)	宿毛市小筑紫町小筑紫 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—3980	小筑紫	宿毛市小筑紫町小筑紫 及び小筑紫町福良 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—3994	母島 (1)	宿毛市沖の島町母島 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—3997	弘瀬	宿毛市沖の島町弘瀬 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV— 208001	福良	宿毛市小筑紫町福良 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV—	栄喜	宿毛市小筑紫町栄喜	急傾斜地の崩壊

208002		(別紙図面のとおり)	
IV— 208003	和田	宿毛市和田 (別紙図面 のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV— 208004	母島 (2)	宿毛市沖の島町母島 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
209—93 —002	谷田川	土佐清水市下ノ加江 (別紙図面のとおり)	土石流
209—93 —019	清水谷 川及び 支川 (1)	土佐清水市下ノ加江 (別紙図面のとおり)	土石流
209—93 —c	清水谷 川及び 支川 (2)	土佐清水市下ノ加江 (別紙図面のとおり)	土石流
209—96 —030	奥の谷 川	土佐清水市下川口 (別 紙図面のとおり)	土石流
209—97 —004	奥ノ谷 川	土佐清水市市場町及び 本町 (別紙図面のとお り)	土石流
209—97 —216— 1	中山谷 川(1)	土佐清水市浦尻 (別紙 図面のとおり)	土石流
209—97 —216— 2 a	中山谷 川(2)	土佐清水市浦尻 (別紙 図面のとおり)	土石流
209—97 —216— 2 b	中山谷 川(3)	土佐清水市浦尻 (別紙 図面のとおり)	土石流
209—98 —204	アマノ 谷川	土佐清水市窪津 (別紙 図面のとおり)	土石流
209—99 A—002	ミヤコ 谷川	土佐清水市足摺岬 (別 紙図面のとおり)	土石流

209—99 A—007	戸田川	土佐清水市足摺岬 (別 紙図面のとおり)	土石流
I—4071	下浦	土佐清水市下ノ加江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—4075	小方 (1)	土佐清水市下ノ加江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—4127	浦尻	土佐清水市浦尻 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—4171	竜串	土佐清水市竜串及び三 崎 (別紙図面のとお り)	急傾斜地の崩壊
I—4175	下川口	土佐清水市下川口 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I—4192	足摺	土佐清水市足摺岬 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV— 209001	開(1)	土佐清水市窪津 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV— 209002	開(2)	土佐清水市窪津 (別紙 図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV— 209003	小方 (2)	土佐清水市下ノ加江 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
426—72 —001 a	タネの 奥(1)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426—72 —001 b	タネの 奥(2)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426—72 —001 c	タネの 奥(3)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426—72 —002	奈路谷 川	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426—72	鍛冶ヶ	四万十市西土佐江川崎	土石流

—003	谷川	(別紙図面のとおり)	
426-72-009	マキ谷(1)	四万十市西土佐西ケ方(別紙図面のとおり)	土石流
426-72-010	マキ谷(2)	四万十市西土佐西ケ方(別紙図面のとおり)	土石流
426-72-014	テン谷(1)	四万十市西土佐江川(別紙図面のとおり)	土石流
426-72-015	テン谷(2)	四万十市西土佐江川(別紙図面のとおり)	土石流
426-72-201	土居ノ前谷川	四万十市西土佐江川崎(別紙図面のとおり)	土石流
426-78-004	鍛冶屋谷川	四万十市西土佐奥屋内(別紙図面のとおり)	土石流
426-79-008	東谷	四万十市西土佐用井(別紙図面のとおり)	土石流
426-79-015	下堀田谷川	四万十市西土佐口屋内(別紙図面のとおり)	土石流
426-79-205	口屋内谷川	四万十市西土佐口屋内(別紙図面のとおり)	土石流
426-79-221	中屋敷川	四万十市西土佐用井(別紙図面のとおり)	土石流
426-79-222	用井谷川	四万十市西土佐用井(別紙図面のとおり)	土石流
I-3715	栗ノ木	四万十市西土佐江川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3716	本村	四万十市西土佐江川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3717	岡本	四万十市西土佐江川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3721	宮地	四万十市西土佐江川崎	急傾斜地の崩壊

	(東、西)	(別紙図面のとおり)	
I-3726	西土佐奈路	四万十市西土佐江川崎(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3727	上タカ	四万十市西土佐江川崎(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3734	ウズシリ	四万十市西土佐西ケ方(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3737	橘谷(1)	四万十市西土佐用井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3738	橘谷(2)	四万十市西土佐用井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3739	橘谷(3)	四万十市西土佐用井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3742	佐々木	四万十市西土佐用井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3757	イナヤシキ	四万十市西土佐津野川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3768	宮崎	四万十市西土佐大宮(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3781	口屋内	四万十市西土佐口屋内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3782	土居ノ前(1)	四万十市西土佐口屋内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3783	土居ノ前(2)	四万十市西土佐口屋内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3789	弓場	四万十市西土佐奥屋内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7787	ネバ谷	四万十市西土佐江川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-7845	川田城口	四万十市西土佐用井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7850	竹崎	四万十市西土佐用井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7851	殿ノ奥	四万十市西土佐用井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7906	宮ノ川	四万十市西土佐大宮(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7927	和田	四万十市西土佐口屋内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-426001	橘谷(4)	四万十市西土佐用井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-426002	橘谷(5)	四万十市西土佐用井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-426003	新改	四万十市西土佐大宮(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-449	月見山	香南市香我美町岸本及び夜須町坪井(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-572	宮ノ前	香南市野市町母代寺(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-583	サル田	香南市野市町母代寺(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
323-19-002 a	飼古屋谷川(1)	香美市土佐山田町繁藤(別紙図面のとおり)	土石流
323-19-002 b	飼古屋谷川(2)	香美市土佐山田町繁藤(別紙図面のとおり)	土石流
I-538	駅前町(1)	香美市土佐山田町繁藤(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-539	繁藤	香美市土佐山田町繁藤及び土佐山田町角茂谷(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-1329	北滝本(1)	香美市土佐山田町北滝本及び土佐山田町繁藤(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-1344	駅前町(2)	香美市土佐山田町繁藤(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-1465	北滝本(2)	香美市土佐山田町北滝本及び土佐山田町繁藤(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
301-44-002	三崎谷川	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとお)	土石流
301-44-005	神明谷川	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとお)	土石流
301-44-012	小池川	安芸郡東洋町河内(別紙図面のとお)	土石流
301-44-013	左小池川	安芸郡東洋町河内(別紙図面のとお)	土石流
301-44-018	超願寺谷川(1)	安芸郡東洋町河内及び甲浦(別紙図面のとお)	土石流
301-44-019	超願寺谷川(2)	安芸郡東洋町河内及び甲浦(別紙図面のとお)	土石流
I-6	西谷	安芸郡東洋町河内及び甲浦(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-10	愛宕山	安芸郡東洋町河内(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-11	小池	安芸郡東洋町河内(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

I-15	小川原	安芸郡東洋町河内(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-20	中島上	安芸郡東洋町野根(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
302-62-001	琵琶ヶ谷川	安芸郡奈半利町(別紙図面のとお)	土石流
I-247	宮ノ岡	安芸郡奈半利町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-256	加領郷(中)	安芸郡奈半利町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
304-52-003 a	下町谷川(1)	安芸郡安田町安田(別紙図面のとお)	土石流
304-52-003 b	下町谷川(2)	安芸郡安田町安田(別紙図面のとお)	土石流
I-303	上庄田	安芸郡安田町安田及び西島(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-312	安田	安芸郡安田町安田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-340	東野友	安芸郡北川村野友(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-348	丸山	安芸郡馬路村魚梁瀬(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-349	丸山東	安芸郡馬路村魚梁瀬(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-360	ササクビ	安芸郡馬路村馬路(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-361	落合	安芸郡馬路村馬路(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
341-05-007	沢ケ内谷	長岡郡本山町沢ケ内(別紙図面のとお)	土石流

341-09-013	十二所谷川	長岡郡本山町本山(別紙図面のとお)	土石流
341-39-023	寺家	長岡郡本山町寺家(別紙図面のとお)	土石流
341-18-019	上街	長岡郡本山町本山(別紙図面のとお)	土石流
I-842	堂面	長岡郡本山町沢ケ内(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
344-10-014 a	大王下(1)	長岡郡大豊町中村大王(別紙図面のとお)	土石流
344-10-014 b	大王下(2)	長岡郡大豊町中村大王(別紙図面のとお)	土石流
344-10-042	川口南	長岡郡大豊町川口(別紙図面のとお)	土石流
344-10-050	津家(1)	長岡郡大豊町津家(別紙図面のとお)	土石流
344-10-051	津家(2)	長岡郡大豊町津家(別紙図面のとお)	土石流
I-676	杉	長岡郡大豊町杉(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-743	大王下(1)	長岡郡大豊町中村大王(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-820	落合	長岡郡大豊町大滝(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-835	川口南	長岡郡大豊町川口(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-1845	大王下(2)	長岡郡大豊町中村大王(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
363-06-004	下モ田谷	土佐郡土佐町田井(別紙図面のとお)	土石流

363-06-005	谷の本小谷	土佐郡土佐町田井（別紙図面のとおりに）	土石流
363-06-006	谷の本谷	土佐郡土佐町田井（別紙図面のとおりに）	土石流
I-874	岡	土佐郡土佐町田井（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-883	駒野	土佐郡土佐町土居（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-908	イノクボ	土佐郡大川村中切（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
381-27-002	明神川	吾川郡いの町中追及び勝賀瀬（別紙図面のとおりに）	土石流
385-16-008	字主谷川	吾川郡いの町清水上分（別紙図面のとおりに）	土石流
385-16-009	栃谷川	吾川郡いの町清水上分（別紙図面のとおりに）	土石流
385-16-204	日比原川	吾川郡いの町清水下分（別紙図面のとおりに）	土石流
385-26-024	十田川	吾川郡いの町下八川（別紙図面のとおりに）	土石流
385-26-034	袖ノ木野中谷	吾川郡いの町上八川下分（別紙図面のとおりに）	土石流
385-26-230	竹ノ瀬川	吾川郡いの町下八川（別紙図面のとおりに）	土石流
385-26-231	竹ノ瀬川北谷	吾川郡いの町下八川（別紙図面のとおりに）	土石流
385-26-251	西谷川	吾川郡いの町小川西津賀才（別紙図面のとおりに）	土石流

385-26-252	東谷川	吾川郡いの町小川西津賀才（別紙図面のとおりに）	土石流
385-26-262	北思地谷	吾川郡いの町上八川下分（別紙図面のとおりに）	土石流
I-1995	中追溪谷（1）	吾川郡いの町中追（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1997	中追溪谷（2）	吾川郡いの町中追（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2007	柳ノ瀬	吾川郡いの町柳瀬本村（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2129	下野地	吾川郡いの町下八川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2133	浅瀬	吾川郡いの町下八川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2134	浅瀬（北）	吾川郡いの町下八川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2135	下八川土居	吾川郡いの町下八川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2136	古庵橋（西）	吾川郡いの町下八川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2137	長引（下）	吾川郡いの町下八川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2143	長引（上）	吾川郡いの町下八川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2148	高岩	吾川郡いの町小川東津賀才及び小川西津賀才（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2153	西津賀才	吾川郡いの町小川西津賀才（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

I-2154	西奈路（北）	吾川郡いの町小川西津賀才（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2181	上清田	吾川郡いの町上八川下分（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2185	袖ノ木野	吾川郡いの町上八川下分（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2187	上八川程野	吾川郡いの町上八川下分（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2208	日比原	吾川郡いの町清水下分（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2209	日比原（南）	吾川郡いの町清水下分（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2210	日比原（東）	吾川郡いの町清水下分（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2211	清水橋	吾川郡いの町清水下分（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2227	八坂	吾川郡いの町清水上分（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-2228	土居	吾川郡いの町清水上分（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-4401	浅瀬（南）	吾川郡いの町下八川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-4402	古庵橋（東）	吾川郡いの町下八川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-4432	西津賀才（北）	吾川郡いの町小川西津賀才（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

II-4433	東 谷 (1)	吾川郡いの町小川西津 賀才(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4434	東 谷 (2)	吾川郡いの町小川西津 賀才(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4436	西奈路 (南)	吾川郡いの町小川新別 及び小川西津賀才(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4437	西奈路 (西)	吾川郡いの町小川西津 賀才(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4515	思地	吾川郡いの町上八川下 分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4519	石 舟 (北)	吾川郡いの町上八川下 分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4592	ゴミ谷 (西)	吾川郡いの町清水下分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4593	ゴミ谷	吾川郡いの町清水下分 及び清水上分(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4622	八坂橋	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4623	土居大 橋 (東)	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4624	土居大 橋 (南)	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4625	土居大 橋	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

	(中)		
II-4626	土居大 橋 (北)	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4628	土 居 (西)	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4629	土 居 (上)	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4640	浅 瀬 (東)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4642	東 谷 (3)	吾川郡いの町小川西津 賀才(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-8500	清 水	吾川郡いの町清水上分 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
382-25 -009	岩丸谷 川	吾川郡仁淀川町岩丸 (別紙図面のとおり)	土石流
384-35 -005	観音谷 川	吾川郡仁淀川町名野川 (別紙図面のとおり)	土石流
409-35 -002 a	上土居 川(1)	吾川郡仁淀川町森(別 紙図面のとおり)	土石流
409-35 -002 b	上土居 川(2)	吾川郡仁淀川町森(別 紙図面のとおり)	土石流
409-35 -003	奥ゴエ 谷川	吾川郡仁淀川町森(別 紙図面のとおり)	土石流
409-35 -202	谷山川	吾川郡仁淀川町森(別 紙図面のとおり)	土石流
409-48 -001	竹谷川 (1)	吾川郡仁淀川町長者 (別紙図面のとおり)	土石流
409-48 -002	竹谷川 (2)	吾川郡仁淀川町長者 (別紙図面のとおり)	土石流

I-2552	上有実	吾川郡仁淀川町岩丸 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2560	土居	吾川郡仁淀川町土居 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2561	岩丸	吾川郡仁淀川町岩丸及 び土居(別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
I-2562	家古屋	吾川郡仁淀川町土居 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2471	本村	吾川郡仁淀川町本村 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2480	大 崎 (1)	吾川郡仁淀川町大崎及 び藤ノ野(別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊
I-2482	大 崎 (2)	吾川郡仁淀川町大崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2523	名野川	吾川郡仁淀川町名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2525	正ノ石	吾川郡仁淀川町名野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2425	引地	吾川郡仁淀川町森(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2426	土居	吾川郡仁淀川町森(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2463	湯の川	吾川郡仁淀川町森(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
406-59 -009	音 羽 (1)	高岡郡中土佐町大野見 吉野(別紙図面のとおり)	土石流
406-59 -010	音 羽 (2)	高岡郡中土佐町大野見 吉野(別紙図面のとおり)	土石流

		り)			I-2295	西谷	高岡郡佐川町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		410-36-227	九頭谷川	高岡郡日高村九頭(別紙図面のとお)	土石流
I-2806	小鎌田港山	高岡郡中土佐町久礼(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		I-2296	上町	高岡郡佐川町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		410-37-003	大橋谷川	高岡郡日高村本郷(別紙図面のとお)	土石流
I-2828	久礼永久町	高岡郡中土佐町久礼(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		I-2298	佐川東町	高岡郡佐川町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		410-37-004	滝谷川	高岡郡日高村本郷(別紙図面のとお)	土石流
I-2830	久礼西谷	高岡郡中土佐町久礼(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		I-2331	新寺	高岡郡佐川町本郷(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		I-2038	鍛冶屋(1)	高岡郡日高村下分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-2853	上ノ加江南	高岡郡中土佐町上ノ加江(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		405-46-011	下谷川	高岡郡樺原町富永(別紙図面のとお)	土石流		I-2039	鍛冶屋(2)	高岡郡日高村下分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-2958	吉野	高岡郡中土佐町大野見吉野(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		405-57-020	井野々谷川	高岡郡樺原町樺原(別紙図面のとお)	土石流		I-2041	奥の谷	高岡郡日高村下分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-2971	梅ノ川	高岡郡中土佐町梅ノ川(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		405-65-004	本村谷	高岡郡樺原町松原(別紙図面のとお)	土石流		I-2071	木屋ヶ谷	高岡郡日高村本郷及び下分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
402-36-003	寺野川及び支川(1)	高岡郡佐川町黒原(別紙図面のとお)	土石流		I-3060	田野々	高岡郡樺原町田野々(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		I-2097	岩目地(北)	高岡郡日高村岩目地(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
402-36-004	寺野川及び支川(2)	高岡郡佐川町黒原(別紙図面のとお)	土石流		I-3065	中町	高岡郡樺原町樺原(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		I-2103	樋の口	高岡郡日高村九頭(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
402-36-024	甲谷川	高岡郡佐川町(別紙図面のとお)	土石流		I-3070	西路	高岡郡樺原町川西路(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		I-2116	岩の川	高岡郡日高村宮ノ谷(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
402-49-006	奥ノ土居川	高岡郡佐川町(別紙図面のとお)	土石流		I-3098	六丁	高岡郡樺原町六丁(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		I-2126	今出	高岡郡日高村本村(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
402-49-007	上郷谷川	高岡郡佐川町(別紙図面のとお)	土石流		410-36-006	岩の川	高岡郡日高村宮ノ谷(別紙図面のとお)	土石流		II-4361	谷屋敷	高岡郡日高村九頭(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
402-49-032	宮ヶ谷川	高岡郡佐川町本郷(別紙図面のとお)	土石流		410-36-007	流神谷川	高岡郡日高村本村(別紙図面のとお)	土石流		408-48-009	白河瀬川	高岡郡津野町黒川(別紙図面のとお)	土石流
I-2293	久万田	高岡郡佐川町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊		410-36-008	能津谷川(1)	高岡郡日高村本村(別紙図面のとお)	土石流		407-47-001	犬ヶ谷川	高岡郡津野町芳生野(別紙図面のとお)	土石流
					410-36-009	能津谷川(2)	高岡郡日高村本村(別紙図面のとお)	土石流		407-47-204	郷内谷川	高岡郡津野町芳生野(別紙図面のとお)	土石流

407-58-011	下力石谷川	高岡郡津野町力石 (別紙図面のとお)	土石流
I-2884	姫野々	高岡郡津野町姫野々 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-2885	東林	高岡郡津野町姫野々 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-2991	向新田	高岡郡津野町力石 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-2994	新田	高岡郡津野町芳生野及び北川 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3007	郷内	高岡郡津野町芳生野 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3009	王在家	高岡郡津野町芳生野 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-407001	力石(1)	高岡郡津野町力石 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-407002	力石(2)	高岡郡津野町力石 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
404-67-003	影山谷川(1)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとお)	土石流
404-67-004	影山谷川(2)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとお)	土石流
404-67-005	三滝谷川(1)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとお)	土石流
404-67-006	三滝谷川(2)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとお)	土石流
404-67-007	三滝谷川(3)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとお)	土石流
404-67	小野川	高岡郡四万十町七里	土石流

-008	谷川(1)	(別紙図面のとお)	
404-67-009	小野川谷川(2)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとお)	土石流
404-67-010	小野川谷川(3)	高岡郡四万十町七里 (別紙図面のとお)	土石流
404-67-207	小野川谷川(4)	高岡郡四万十町七里及び中村 (別紙図面のとお)	土石流
404-74-002	川口谷川(1)	高岡郡四万十町南川口 (別紙図面のとお)	土石流
404-74-003	川口谷川(2)	高岡郡四万十町南川口 (別紙図面のとお)	土石流
404-74-244	若井川谷川	高岡郡四万十町若井川 (別紙図面のとお)	土石流
404-74-501	口神ノ川谷川(1)	高岡郡四万十町口神ノ川 (別紙図面のとお)	土石流
404-74-502	口神ノ川谷川(2)	高岡郡四万十町口神ノ川 (別紙図面のとお)	土石流
404-74-503	口神ノ川谷川(3)	高岡郡四万十町口神ノ川 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-002	小久保川谷川(1)	高岡郡四万十町東川角 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-016	仁井田谷川(1)	高岡郡四万十町仁井田 (別紙図面のとお)	土石流
404-75	仁井田	高岡郡四万十町仁井田	土石流

-017	谷川(2)	(別紙図面のとお)	
404-75-037	見付谷川(1)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-038	見付谷川(2)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-204	ハウノキ谷	高岡郡四万十町東川角 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-207	小久保川谷川(2)	高岡郡四万十町東川角 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-260	見付谷川(3)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-261	見付谷川(4)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-262	見付谷川(5)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-269	見付谷川(6)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-270	小泉谷川	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-271	かげ地谷川(1)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-272	かげ地谷川(2)	高岡郡四万十町見付 (別紙図面のとお)	土石流
404-75-280	若井谷川	高岡郡四万十町若井川 (別紙図面のとお)	土石流
404-81-001	家地川谷川	高岡郡四万十町家地川 (別紙図面のとお)	土石流

404-82-001	小室谷川(1)	高岡郡四万十町興津(別紙図面のとおり)	土石流
404-82-002	奥の谷川	高岡郡四万十町興津(別紙図面のとおり)	土石流
404-82-003a	小室谷川(2)	高岡郡四万十町興津(別紙図面のとおり)	土石流
404-82-003b	小室谷川(3)	高岡郡四万十町興津(別紙図面のとおり)	土石流
422-73-002	岡本谷川	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとおり)	土石流
422-73-003	御所ノ森谷川	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとおり)	土石流
422-73-004	城山谷川及び城山谷川右支川(1)	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとおり)	土石流
422-73-005	城山谷川及び城山谷川右支川(2)	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとおり)	土石流
422-73-009	井の谷川	高岡郡四万十町大正大奈路(別紙図面のとおり)	土石流
422-73-203	田野々谷川	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとおり)	土石流
422-74-004	北の川谷川	高岡郡四万十町大正北ノ川(別紙図面のとおり)	土石流
422-74-216	イデノ谷川	高岡郡四万十町大正北ノ川(別紙図面のとおり)	土石流

425-65-205	サガリ谷川	高岡郡四万十町大道(別紙図面のとおり)	土石流
425-73-003	昭和町谷川	高岡郡四万十町昭和(別紙図面のとおり)	土石流
425-73-004	昭和谷川(1)	高岡郡四万十町昭和(別紙図面のとおり)	土石流
425-73-005a	炎谷川(1)	高岡郡四万十町昭和(別紙図面のとおり)	土石流
425-73-005b	炎谷川(2)	高岡郡四万十町昭和(別紙図面のとおり)	土石流
425-73-006	炎谷川(3)	高岡郡四万十町昭和(別紙図面のとおり)	土石流
425-73-007	昭和谷川(2)	高岡郡四万十町昭和(別紙図面のとおり)	土石流
I-3127	小室(1)	高岡郡四万十町興津(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3128	小室(2)	高岡郡四万十町興津(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3140	スギヤウ(1)	高岡郡四万十町影野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3141	スギヤウ(2)	高岡郡四万十町影野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3144	仁井田	高岡郡四万十町仁井田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3157	古市	高岡郡四万十町窪川、東町及び古市町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3159	カクレジユク	高岡郡四万十町見付(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3160	影地	高岡郡四万十町見付(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-3161	見付	高岡郡四万十町見付(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3169	新開町	高岡郡四万十町窪川、新開町及び神ノ西(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3171	西ノ前	高岡郡四万十町若井川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3174	エビス前(1)	高岡郡四万十町七里(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3175	エビス前(2)	高岡郡四万十町七里(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3176	神主屋敷(1)	高岡郡四万十町七里(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3177	三滝	高岡郡四万十町七里(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3178	西岡	高岡郡四万十町七里(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3187	大休場(1)	高岡郡四万十町東川角及び西川角(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3193	畑四郎(1)	高岡郡四万十町口神ノ川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3196	神主屋敷(2)	高岡郡四万十町南川口(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-6132	下夕切	高岡郡四万十町仁井田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-6298	源氏山(1)	高岡郡四万十町東川角(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-6299	源氏山(2)	高岡郡四万十町東川角及び西川角(別紙図面	急傾斜地の崩壊

		のとおり)			(2)	(別紙図面のとお)		II-6656	大奈路(4)	高岡郡四万十町大正大奈路(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-6307	大休場(2)	高岡郡四万十町東川角及び西川角(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3227	ウツゲ藪	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3258	昭和	高岡郡四万十町昭和(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-6310	ハウデン山	高岡郡四万十町西川角(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3228	東山	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3259	昭和町(1)	高岡郡四万十町昭和(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-6361	畑四郎(2)	高岡郡四万十町口神ノ川(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3229	五所ノ森	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3260	昭和町(2)	高岡郡四万十町昭和(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-6401	岡屋敷	高岡郡四万十町南川口(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3230	城山	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3261	昭和本町	高岡郡四万十町昭和(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-393	神有	高岡郡四万十町仁井田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3231	大正橋	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3265	楠野(1)	高岡郡四万十町大道(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-394	栄城田	高岡郡四万十町仁井田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3232	新町	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II-6756	炎谷(1)	高岡郡四万十町昭和(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-406	法傳山	高岡郡四万十町西川角(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3233	田野々中町	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II-6757	炎谷(2)	高岡郡四万十町昭和(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-407	源氏山(3)	高岡郡四万十町東川角(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3234	中町(北)	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II-6790	楠野(2)	高岡郡四万十町大道(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-404001	家地川(1)	高岡郡四万十町家地川(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-3241	大奈路(1)	高岡郡四万十町大正大奈路(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II-6791	楠野(3)	高岡郡四万十町大道(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-404002	家地川(2)	高岡郡四万十町家地川(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II-6537	新ヤシキ	高岡郡四万十町大正北ノ川(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II-6792	楠野(4)	高岡郡四万十町大道(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-404003	家地川(3)	高岡郡四万十町家地川(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II-6618	轟崎(3)	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	424-95-016	中前谷川	幡多郡大月町姫ノ井(別紙図面のとお)	土石流
I-3215	寺井山	高岡郡四万十町大正北ノ川(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II-6654	大奈路(2)	高岡郡四万十町大正大奈路(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	424-95-017	奥谷川	幡多郡大月町姫ノ井(別紙図面のとお)	土石流
I-3224	轟崎(1)	高岡郡四万十町大正(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	II-6655	大奈路(3)	高岡郡四万十町大正大奈路(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊	I-4016	姫ノ井	幡多郡大月町姫ノ井(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-3225	轟崎	高岡郡四万十町大正	急傾斜地の崩壊					I-4042	住吉谷	幡多郡大月町頭集及び平山(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

		り)	
IV - 424001	中前	幡多郡大月町姫ノ井 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
423-85-053	野川谷川	幡多郡黒潮町下田の口 (別紙図面のとおり)	土石流
423-86-004	三堂ナロ川	幡多郡黒潮町奥湊川 (別紙図面のとおり)	土石流
421-82-012	伊与喜谷川(1)	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	土石流
421-81-013	伊与喜谷川(2)	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	土石流
421-81-014	伊与喜谷川(3)	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	土石流
421-82-006 a	オモ谷川(1)	幡多郡黒潮町鈴(別紙図面のとおり)	土石流
421-86-006 b	オモ谷川(2)	幡多郡黒潮町鈴(別紙図面のとおり)	土石流
421-82-006 c	オモ谷川(3)	幡多郡黒潮町鈴(別紙図面のとおり)	土石流
421-86-020 a	カラサキ谷(1)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流
421-86-020 b	カラサキ谷(2)	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	土石流
I-3367	上川口浦	幡多郡黒潮町上川口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3368	中屋敷	幡多郡黒潮町上川口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-3383	吹上	幡多郡黒潮町浮鞭(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3414	野川	幡多郡黒潮町下田の口 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3440	城山	幡多郡黒潮町出口(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3299	岡ヤシキ	幡多郡黒潮町拳ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3301	西野路下	幡多郡黒潮町拳ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3303	長瀬	幡多郡黒潮町拳ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3310	鈴	幡多郡黒潮町鈴(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3323	伊与喜	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3324	和田東	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3325	和田西	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3340	下分	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3341	大和田	幡多郡黒潮町佐賀(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 421001	和田南	幡多郡黒潮町伊與喜 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年9月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市下末松字武八西138番1から 南国市下末松字高屋3番1まで	前	5.7 }	126
	後	7.3 }	126
南国市下末松字高屋1番1から 南国市東崎字三角田454番1まで	前	4.0 }	158
	後	11.8 }	158

高知県告示第646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年9月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂瀬吉野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町坂本字竹屋敷639番6から 長岡郡本山町坂本字竹屋敷639番4まで	前	4.4 }	57
	後	5.3 }	57

		15.3	
長岡郡本山町坂本字井ノ本287番1から長岡郡本山町坂本字井ノ本276番16まで	前	3.9 }	148
	後	4.2 }	148
長岡郡本山町屋所字北浦176番1	前	7.6 }	27
	後	11.8 }	27
		7.6 }	
		18.7	

高知県告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年9月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂瀬吉野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡本山町坂本字竹屋敷639番6から長岡郡本山町坂本字竹屋敷639番4まで	57	平成23年9月30日
長岡郡本山町坂本字井ノ本287番1から長岡郡本山町坂本字井ノ本276番16まで	148	平成23年9月30日
長岡郡本山町屋所字北浦176番1まで	27	平成23年9月30日

高知県告示第648号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南国市大桶字四反田	甲963番6	6.00	72.27	

高知県告示第649号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南国市大桶字四反田	甲963番18	6.00	33.28	

高知県告示第650号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市町西野字ヨノ丸	2613番4	6.24	52.97	
	2613番9	}		
	2613番18	8.21		
	2617番3	5.29	21.99	
		}		
		5.37		
		4.91	48.19	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定によ

り、新居土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所

(退任)

理事 近澤 茂 土佐市新居1740

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成23年6月22日23高都計第166号	南国市大桶字武久甲685番1	高知市北本町一丁目7番22号株式会社マNDERLIN 代表取締役 西村 善二

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年9月30日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
X線透視撮影装置 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成24年3月30日
- (4) 納入場所
宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

<p>もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に記載されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号788-0785 宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院総務課 電話番号0880-66-2225</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成23年9月30日（金）から同年10月19日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成23年11月11日（金）午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年11月10日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院3階 大会議室</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成23年10月19日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県立幡多けんみん病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成23年10月12日（水）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Type of product required for purchase:</p>	<p>Fluoroscopic X-ray apparatus 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to confirm suitability of the product: 5:00 P.M. on Wednesday 19 October 2011</p> <p>(3) Date and time for the submission of bid tender: 1:30 P.M. on Friday 11 November 2011 (bid tenders submitted by mail should be received by 5:00 P.M. on Thursday 10 November 2011)</p> <p>(4) Contact address: General Affairs Division, Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital, 3-1 Yoshina Yamana-cho, Sukumo City, Kochi 788-0785, Japan Tel: 0880-66-2225</p>
--	---	---